

# “いつか”を身近に考える後見制度

「もし、自分が認知症になってしまったら、どうなるのだろう」

そんな不安は誰も抱くものではないでしょうか。

今回は、認知症などによって自ら意思決定が難しくなってしまったときに

あなたの助けとなる“後見制度”について、

考え始めるきっかけとなるようなお話を伺いました。

2021年・春

VOL. 02

安心できる  
お任せいただける  
手続きのしなやかさ  
を  
手続のしなやかさ  
を  
お任せいただける



**箱石まみ 先生** 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部

2007年に司法書士登録し、2010年に文京区内で個人事務所を開く。2009年から後見業務を行う司法書士で構成されている(公社)成年後見センター・リーガルサポートに所属し、約12年間で約30人の方の後見人等をしてきました。(現在は18名の方の担当。)東日本大震災で甚大な津波被害があった岩手県山田町出身。震災以降、被災地での相談活動や、防災活動にも関わっています。

## 後見制度とは？

### 任意後見

判断力があるうちに将来に備える

判断能力がある時に契約をしておき、低下したとき、家庭裁判所(家裁)への申立てで契約が発効し、サポートする人である「任意後見人」が、家裁が選任した「任意後見監督人」から、契約通りのサポートをしているかどうか監督を受けます。

どんなことができるの？

法定後見とは異なり、任意後見人になって欲しい人や、任せたい内容を、決めておくことができます。判断能力が低下した時以外に備えて、別の契約(入院中の手続きや支払い:任意代理契約、死後の葬儀・納骨や家財処分:死後事務委任契約など)をすることもできます。

### 法定後見

判断力が低下してから始まる

本人、親族または区市町村が申立てをすることで、家裁が、本人をサポートする人(後見人・保佐人・補助人)を選任し、本人の保護をしているか後見人などを監督します。

軽

補助

保佐

後見

重

判断力が不十分

少し物忘れが  
出てきたかも…

重要な財産の処分など、自分だけするのは心配なので補助人も一緒にして欲しいことを補助人の同意対象として、補助人に代わりをして欲しいことを補助人の代理対象として、本人自身が選びます。

判断力が著しく不十分

しっかりしている時も  
あるけれど…

重要な財産の処分などについては自動的に保佐人の同意対象となりますが、保佐人に代わりをして欲しいことは、補助同様本人自身が選びます。

ほとんど判断ができない

しっかりしている時は  
ほとんど無い…

日常生活の買い物レベル以外は、お金の管理や契約全般を後見人が本人の代わりにすることになります。

では実際に、**補助** の制度を利用している人の生活を見てみましょう。

ウラに  
つづく

補助について知ろう!

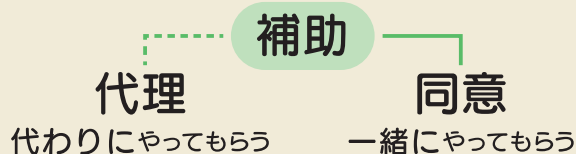
## Aさんの場合



なんだか最近物忘れも出てきたという70代後半のAさん。夫が亡くなり、役所などからくる様々な通知書や請求書など、どれからどのようにやったらいいか分からなくなっていました。手元にお金があるといつのまにか使ってしまうので、貯金も使ってしまうようで不安です。でも、日常生活では困っていないので、今まで通り、住み慣れた家で、自分で買い物をしたり好きな料理をしたりして過ごしたいと思っています。

Aさんは、医師の診断で初期の認知症が見られたため、「補助」相当でした。そこで、高額預金の管理、日常生活以外の支払い、役所関係の手続きなどは補助人に代わりにしてもらうことにしました。(代理) また、不動産を含め大きな財産の処分は、補助人に一緒にしてもらうことにしました。(同意)

補助人がついてからは、1つの口座を管理し、必要な時にキャッシュカードで引き出して生活しています。残高が高額だとつい多めに引き出してしまうので、補助人に相談し、定期的に補助人に補充してもらい高額にならないようにしました。いつもと違うことがあって不安な時も、まずは補助人に相談することで、お金を使いすぎてしまうことや、書類の手続きなどで困ることが少なくなりました。



## まずは補助人に相談!



後見制度は、本人の身体的な支援や身の回りのお世話などは対象ではありません。今後、家事や外出のお手伝いが必要になった時は、介護保険制度を利用し、ケアマネジャーさんやヘルパーさんなどに支援してもらうこととなります。また、本人が死亡すると後見人等は権限がなくなり、死後の対応(葬儀、支払い、家財の処分など)は原則できません。(任意後見の場合は、死後対応の契約を結んでおくことで対応ができる場合もあります。)死後の対応は、判断能力に問題がないうちに契約等をしておくなど、様々な制度や方法を使って備えていきましょう。

このレターは、文京区社会福祉協議会(以下、文社協)で行った終活関連イベントにお越しいただいた方や、文社協の終活支援事業にお問い合わせいただいた方に送付しております。また、区内で配架もしております。今後も終活に関する情報について、不定期で発行予定です。

配信停止をご希望の方は、  
文社協担当までご連絡ください。

## 文社協では、「文京ユアストーリー」という終活支援事業を行っています。

文京区にお住まいの高齢者の皆様が最期まで自分らしく安心して暮らせるよう、定期的な連絡・訪問を行い、事前に一定の現金を文社協が預かることで、急な入退院時の支払い等のお手伝いや、死後の葬儀、家財処分等の死後事務の手続きを実施し、一体的にサポートする終活支援事業です。ご契約の際には、後見制度への意向も含めて丁寧にあなただご希望を伺います。ご利用には、入会金と年会費、預託金(※もしもの時のために予め預かりしておく現金)が必要です。

## 対象となる方

※以下のすべてに該当する方を対象とします。

- ①文京区内に住む、原則70歳以上の方
- ②明確な契約能力を有する方
- ③身近に頼れる親族等がない方
- ④生活保護を受給していない方

問い合わせ 文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係 文京ユアストーリー担当

TEL 03-5615-8851 FAX 03-5800-2966